

発行所(郵便番号100)
 東京都千代田区丸の内2-4-1
 丸の内ビルディング781号室
 社団法人スウェーデン社会研究所
 Tel (212) 4007・1447
 編集責任者 高須裕三
 印刷所 関東図書株式会社
 定価150円(年間購読料貳千円)
 1976年2月25日発行
 第8巻 第2号
 (毎月1回25日発行)
 昭和44年12月23日第3種郵便物認可

スウェーデン社会研究月報

Bulletin Vol. 8 No. 2

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning
 (The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)
 Marunouchi-Bldg., No. 781, Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan

地域社会における遊び場の役割

—スウェーデンにおける遊び場づくりについての研究メモ—
 Playgrounds in Community

埼玉県立厚生専門学院 荒井 洌
 Kiyoshi Arai

○なぜ遊び場に関心を持つのか

自然の退行前線と共に、草原や空地など子どもの遊ぶ“場”が失われてしまったのである。また、子どもの遊び相手であったトンボやザリガニもいつのまにかいなくなってしまったのである。

(品田穰「都市の自然市」中公新書、1974、参照)

そうってしまった現在、われわれの住む町に自然の息吹きをよみがえらせるには、逆に子どもの遊び場を足がかりにする以外に方法がないのではないか、私はそんなふうに考えている。スウェーデンで現在取り組まれている遊び場作りは、こういう意味で多くの示唆を与えてくれるものである。

そこで私は、昨秋、関東教育学会第23回大会において「子どもの生活の場としての遊び場——スウェーデンのプレイグラウンド作りについて——」と題してスウェーデンの遊び場作りについて報告し、また、本月報の先月号(Vol. 8 No. 1)に翻訳原稿「遊び場作りによる都市生活の改造——スウェーデンの現況と今後の方向——」を掲載させていただいた。本稿では、スウェーデンの遊び場作りのポイントを概略記してみたいと思う。

○公園面積の確保

建設省の新しい資料によると、世界各国の主要都市の公園現況は次のとおりである。

都市名	1人当り公園面積	公園面積/市域面積
ストックホルム	68.3 (m ²)	25.9 (%)
ワシントン	40.8	17.8
ローマ	11.4	2.1
コペンハーゲン	10.7	9.0
ソウル	1.5	1.3
京都	2.2	0.6
大阪	1.9	2.6
東京	1.4	1.9

※建設省：公園関係資料集、1974、より筆者作成
 外国は1973年、国内は1974年調べ

国土の面積、人口密度など、種々の条件の違いの結果ではあるが、とにかく事實は、1人当り公園面積についていえば、東京が1.4 m²、ストックホルムが68.3 m²であり、市域面積における公園面積の占める割合、即ち、公園面積率を見ると、東京が1.9%、ストックホルムが25.9%である。

誰でも、いつでも、自由に散策したり、遊んだりすることが出来るところが公園である。その公園が、ストックホルムの場合、市域面積の4分の1を占めているというのである。このことは、実

No. 2 目次

地域社会における遊び場の役割……荒井 洌…	1
未解決なスウェーデンの防衛問題…小野寺 信…	4
福祉社会の流通・生協視察調査団のご案内……	10

に重要な意味を持つものと考えねばならないであろう。

現在、普段の暮らしの中で、われわれはどれほどの広さの地上を自由に歩き回っているだろうか。コンクリートに塗り固められた道路を歩く以外、どのような所を歩いているのだろうか。このようにあらためて振り返ってみると、都市化された地上に暮すわれわれは慄然としてしまうのである。

人々が自由に歩くことのできる生活空間の確保ということは、現在の社会では国家の強力な施策に待たざるを得ないのである。スウェーデンにおける公園面積の確保ということは、自治体の土地についての公共投資に基づいているのであるし、それは根本的には福祉政策の基本理念から出発しているのである。

スウェーデンの土地政策の基本路線は、土地の機能的社会化という点にある。つまり、私的に所有された土地が、実際の利用という場面においてはかなりの程度で社会化されているのである。

(このことについては、丸尾直美氏が「福祉とは何をするか」至誠堂新書、1974、において詳しく述べておられる。同書……P.56～P.57参照)

○私有地の公共的利用

土地の機能的社会化については、社会民主労働党政権による土地の面からする平等化政策として捉えれば極めてよく理解できることだが、スウェーデンには政策とは次元の異なる面白い慣習がある。それはアルレマンズレット (allemannsrätt) というもので、「所有者を直接に妨げることがない限り、誰の所有する森林・原野・湖沼・島嶼であろうと、誰でも自由に入り込み自由に楽しむ共通の権利」である。(川口 弘著「福祉国家の光と影」日本経済評論社、1974……P.27参照)

スウェーデン社会研究所編「スウェーデン——自由と福祉の国——」(芸林書房 1971…P.114)には、この権利は“山野享受権”と訳されている。

とにかく他人の所有になる地域内を人々が自由にハイキングをしたり、草花を摘んだり、キャンプをしたりする習慣が伝統的にあり、それが現在では法文化され、定着しているのである。

天から与えられた土地の面積は一定である。しかし、人間個人個人にとっての広がりとは極めて人為的なものではなかろうか。スウェーデンの“山野享受権”を考える時、ますますこのことを強く感ずるのである。この世に生まれた人間一人

一人に対し、社会は社会的に自然の広がり確保していかなければならないのだと思う。

○子どもの交通事故についての考え方

都市に生活する子どもにとっての二つの大きな危険は、退屈(孤独)と交通事故である。(大村 虔一、大村璋子訳「都市の遊び場」鹿島研究所出版会、1973……P.12参照)

孤独と交通事故を解決する方策として、子どもの遊びのための地域環境作りという課題が浮び上って来るわけである。

スウェーデンにおける交通事故についての調査によると、「Prevention of Childhood Accidents in Sweden—Supplementary Investigative Data and Results, 1968—1972” Svenska Institutet, 1972参照) 子どもの交通事故が最も高い数値を示すのは7歳であり、9歳まで高い値を示し、以後漸減するという。もう少し詳しく見てみると、歩行時の被害は3～8歳が高く、自転車利用時は7～10歳が最も高い。このような調査の結果、11～12歳までの児童については、一人前の歩行者あるいは自転車利用者として扱ってはならないと結論づけているのである。

子どもの本性は、気持のおもむくまま、疲れを知らずに縦横無尽に活動するところにある。それを理性的判断によって交通事故から身を守るように仕向けることは自然に反した、子どもに対する人為的、心理的な圧迫というべきではあるまいか。

研究の結果、次のような考え方が導き出されているのである。即ち、「幼い子どもたちは、いかなる場合においても交通の危険から身を守ることに責任を持たされることがあってはならない。子どもたちは、車の通交地帯から完全に引き離されていなくてはならない」。(前掲書……P.3参照)

こういう観点に立って考えると、幼い子どもたちに施している、交通の危険から身を避けるための反射神経の訓練なるものなどは、全く以って悲しむべき“教育”のではなかろうか。子どもを交通事故の恐怖から解放するには、自動車通行ゾーンと、歩行者の生活ゾーンを切り離す以外に方法はないのである。実現不可能なたわ言などといわず、真正面から取り組まねばならぬ課題なのである。スウェーデンの思い切った都市計画や地域作りを見る時、やってやれない課題ではないと思

われるのである。集合住宅地域における広々とした子どもの遊び場の地下全体が、これまた広々とした駐車場になっているのなどはその一例である。

○プレイグラウンド作りの現況

現在、スウェーデンには、住宅地域において、およそ人口5,000人につき一カ所の割合でプレイグラウンドが作られている。これは世界で最も高い数値だそうである。1974年現在の主要都市のプレイグラウンドの数を示すと次のようになる。

都市名	プレイグラウンド数	人口
Stockholm	156	69.9万人
Göteborg	67	44.2
Borås	25	7.2
Örebro	24	11.6

※人口は1972年12月31日現在

チャイルドセンター（保育所、幼稚園、学童保育を兼ねたスウェーデン独特の施設）が、この10年程の間にどんどん作られるようになったのと同様に、プレイグラウンドも最近特に精力的に作られるようになったのである。ちなみに、ストックホルムの156カ所のプレイグラウンドのうちの約半数はこの10年間に作られているのである。

ところで、プレイグラウンドを作る際の基本的な考え方はどのようなものであろうか。

まず、失われつつある“自然の復活”ということがあげられる。自然林を生かした公園作りや、農作業を楽しむ農園作りなどはこの考え方によるものである。

次に、“遊びの主体性”ということである。遊びが本当の遊びであるためには、十全な意味において主体的でなければならない。そのために何より必要なことは、遊び場が住居の近くになければならないということである。具体的には、少なくとも500メートル、できれば350メートル以内に遊び場があるのが理想だという。主体性ということとは、遊びにおける“レディメイド”の拒否ということの意味し、それはさらに“建設性”ということにつながっていく。丸太小屋などを小さな大工さんが作る建築遊びが盛んだということを書いておこう。

個々の子どもの主体性ということとは、表現を変えれば“多様性”ということでもある。多様性の保障ということとは、個々の子どもにとっての自由な時間と自由な空間が前提となって初めて可能と

なるのである。スウェーデンでは義務教育学校において宿題を全廃したわけだが、このことと自由な時間の確保ということとは無縁ではあるまい。

さらに忘れてはならないことは“冒険性”である。ターザンを思い起す冒険遊びを子どもたちがエンジョイできる遊び場を、今スウェーデンの自治体は意識的に作っているのである。

最後に、世代間、社会的諸集団間、及び異なる人種間の“接触の場”として公園や遊び場が積極的に評価されている。（拙訳「遊び場作りによる都市生活の改造」スウェーデン社会研究月報、Vol. 8 No. 1参照）社会福祉事業における各種の施設の充実化は、逆に施設中心主義ともいえるべき弊害をもたらすようになって来ている。つまり、渾然一体となって暮らしていた人間が、福祉事業の対象として区分けされ、各種のグループ別に生活するようになってしまったということである。このような傾向に対する反省として、現在ではオープン・ケアという考え方が生まれて来ているわけである。渾然一体とした存在としての人間生活を人間の社会的存在形態と考える時、区分けされた空間で、グループ別に生活するということは、まさに非社会的存在形態といえるべきなのである。人々の都市化された生活において公園や遊び場が人々の交流という観点から設計されているということは、大いに注目したいことである。遊び場は大人の遊び場でもある。

○プレイリーダーについて

スウェーデンで現在作られているプレイグラウンドにはそれぞれ2～3人のプレイリーダーが配置されている。プレイリーダーは“遊びのリーダー”ということで特殊の性格を持つ。つまり、「子供の創造したい衝動をいつも力づけ、自分の衝動を抑えることである」。（大村虔一、大村璋子訳「新しい遊び場」鹿島研究所出版会、1974……P. 87参照）例をあげるならば、火を楽しむ遊びについていえば、火遊びの間中、一から十まで付添って子どもたちを監督するのではなく、子どもたちがグリリングをするのに適当と考えられる位置を選び炉を設定しておく、というようにするのである。プレイリーダーについてはわが国でも大いに検討の要があると思われる。

都市化した地域に住む人間にとって自然の空間ほど貴重なものはない。土の香りほど懐かしいものはない。“土”の上を歩かないと人は健康状態を保てないという年寄りの言葉はどうやら真実のようである。遊び場作りには大きな期待が込められている。

未解決なスウェーデンの防衛問題

Olösta Svenska Försvarsfråga

顧問 小野 寺 信

Makoto Onodera

Ⅰ あらまし

1972年の社民党の党大会において、出席した国防相は防衛費削除のため、1980年の半ばには野戦旅団の数を3分の1減少すると発表して、党内反主義派の反撃を受けた。この頃から防衛論争は急に熱を帯びるようになった。

デサント、デサントと騒がれるが、デサントそのものは実現しそうにも見えない。ワルシャワ・パクト側の軍事力は、依然として優勢である。軍事技術はますます進歩する。オイルショック予算以来インフレーションはいよいよ深刻な様相を呈するようになった。これはどれ一つを取っても独力で高度の国防力を維持するスウェーデンにとっては悪材料である。

軍事技術の進歩が国防費の膨脹と共演すると、部分的に軍備の質は向上するが、総防衛力は低下し、しかも高価なものになる。これは近頃よく耳にする新しい一つのテーゼであり、スウェーデン自慢の *viggen* に対する皮肉ともなる。

以上述べたような諸要素の複雑なからみ合いによって、スウェーデン防衛は、困難な選択の前に立たされていると見ることができる。

百家鳴争的防衛論のうち、Sköld 中将の首唱する地方守備軍 (*lantsvärn*) を骨幹とする構想がある。社民党内には Sköld 案の支持者が多い。だが、Sköld 案は余り消極的であるので軍人側の風当りは強い。というのは、この案はスウェーデン伝統の防衛ドクトリンに抵触するからである。

非同盟スウェーデンは自力を以て国を守る。相手方にスウェーデン攻撃が割に合わないことを思知らせるまで抵抗を継続する。従って強力な防衛力の維持を必要とする。これが本当のスウェーデン防衛のドクトリンである。外国との軍事同盟関係を持たない国は、外からの援助を確保するためには、防衛を弱体化することができる。これは、スウェーデンのいわゆるおどかし (*Avskräcka-*

nde) の防衛原則に反し、防衛ドクトリンにはならないと、右派や軍人側は見ている。

ある学者が、核攻撃に対する無抵抗案を唱導している。また、大国の対スウェーデン核攻撃はあり得ないが、火の子を払うために民防強化の必要である。社民系の月刊紙 *Tiden* の経済および軍事問題の論説委員 Cunnar Du Rietz 氏は主張している。

スウェーデンの防衛方式は未だ解かれていない。これを解くために社会的手法を用いようとする試みのあることは注目値する。

近着の *Svensk Tidskrift* を参考にしながら、Gunnar Du Rietz 氏の *Tiden* 論文を中心にして、スウェーデンの防衛論の主なるものを紹介する。

スウェーデンの総国防費は約110億クローナ(7,700億円)、その内訳の主なるものは直接軍事費・民防費・経済国防費・農業保護費・公的(自治体)および私的支出の戦時備蓄分・兵役義務者の賃金損失分の補填等である。この大部は自動的に決定し、国会の審議も各政党の間で数億クローナの差があるだけで、大きな波らんなしに防衛当局案が無修正で通過する。

だが数十億クローナにものぼる一時的支出となると、議論が沸とうする。

ここにある新しい傾向が現われて来た。その一つの例は、国際問題研究 (*Internationella Studier*) の1974年1月号の巻頭をかざった「スウェーデンは一つの陣営」 (*Sverige ett härläger*) と題した Åke Sparring 氏の論文である。

どの政党も膨脹する防衛費を前にして渋い顔をしている。新しい兵器システムは高価になり、兵器技術競争への参加はますます六ヶしくなって来た。重税に喘いでいる大衆を犠牲にして、軍に高価な戦争防止力を持たせるのは、容易な業ではない。

1861年以来年113年間、スウェーデンの国防問題の展開をかえり見ると、何時の時代も新兵器調

達のために国防費の膨脹になやみ、結局軍備の規模は縮小され高いものにつくのがおちであった。

就中スウェーデンの海軍計画は、この点について、興味深い教訓を示している。

1880年の海軍委員会は装甲艦24、魚雷艇80の保有を勧告したが、実際のところ1892年になると装甲艦15、装甲水雷艦50で満足し、1899年には装甲艦をさらに10に削減した。1914年第一次世界大戦勃発後1ヶ月目に採択された兵備は、大口徑砲艦装重裝艦8、駆込艦16、潜水艇8であったが結局装甲艦は3隻以下となり、それは戦後就役したときは、旧式で使いものにはならなかった。今スウェーデンは装甲艦も巡洋艦も持っていない。今の防衛費ではこの先き潜水艦の建造はおぼつかない。結果的に見るとスウェーデン海軍を弱体化したのは敵の空爆でも魚雷でも機雷でもない。軍事費の膨脹そのものであった。

空軍についても同様の展開を見ることが出来る。1936年の兵備計画によって、バルト港の対岸にある敵の積載港と空軍基地を爆撃するために、重爆撃機を装備することになり、その建造費を見積った。だが重爆撃機は、高いので、中型爆撃機で我慢することになり、Junker 86（スウェーデンのB-3）を一戦隊分注文した。ところが間もなく注文を半減し半戦隊分で我慢することになった。

それから20年、スウェーデンの航空工業が急速に進歩し、今では保有機800、ヨーロッパではソウェートに次ぐ大空軍国になった。この間有名なViggenの開発がスタートしている。だがより目立ったのは国防費の膨脹振りであろう。Viggenの単価は3,500万クロナで、あらゆる装備や戦闘指揮システム分をこれに合算するとViggen1機分の装備は単価の2倍に跳上がる。そこで装備機数が予定の831から335にカットされ、さらにその後の縮小さえも懸念される。

これに加えて別の問題がある。それは海軍も空軍もいざ戦争となると、兵器が消耗品になるということだ。しかもスウェーデンと大国との間に戦争が勃発すると、飛行機も船舶も国内で補充することはできない。

大規模の兵棋演習には、データ・マシンを使って、空軍の戦闘に参加日数を判定する作業が入る。もちろんこの作業は敵側でも行う。スウェーデン国の平和を守るのはViggen戦隊の健在である。そこで消耗補填が兵棋演習に入るのであ

る。

経費の膨脹は陸軍についてもいうことができる。所要の空軍や防空部隊や自動車化砲兵部隊協力の分を集計すると、戦車兵国の編成および維持費は恐ろしく高いものにつく。さらに戦時は強力な軍需工業と燃料・弾薬その他の需品の安全な輸送を要求する、陸軍の作戦については、戦闘持続日時は、大きな一つの問題である。

1972年の国会の防衛決議を前にして総司令官は無然として次のようにもらしている。

viggen システムは、とうてい今度の防衛費の枠の中には納まらない。また専門的に見ると今度の決定によって新式装甲作戦単位数を現在の約半分に削減するであろう。

以上のような経緯から軍事費の膨脹は軍備を縮少し高価なものにする歴史的公理が導き出されるのである。

超大国を含む大国といえども軍事費の膨脹になやまされている。アメリカは今、B-52の後継機種になる重爆撃機の採用を計画中である。この新機種はB-1、その単価は約25億クロナである。アメリカは別に水爆装備の原子力潜水艦Tridentの採用を計画している。その費用は一隻について70億クロナ、これはスウェーデンの一年分の防衛費に相当する金額である。

軍事費の膨脹は軍備を縮少しかつ高価なものにする。この公理は、超大国にどう適用されるだろうか。

Ⅱ 国 境 外 作 戦

恐るべき軍事費の膨脹に直面しながら、スウェーデンで陸軍および空軍将校連は、敵の進攻兵団に国境外で行動中、すなわち、塔載港湾・航空基地・航空路・および海上で、痛撃を与えるために、艦隊が殆んど海面から姿を没した今日においても、強力で機動力に富む海軍を建設すべきだとしきりに主張している。なおこの主張は左袒するものの中には少数ながら海軍関係者の顔も見える。

思うにこの主張には、40年前、すなわち1936年の兵備の直後、B-3機にかけた期待を髣髴させるものがありはしまいか。

Ted Boheman 陸軍中佐は、1975年3月11日のFolket誌に、この構想を次のように展開している。

たとえば軍隊と軍需品を満載した輸送船や輸送

機を撃沈撃墜することは、揚陸後攻撃を加えるよりも、はるかに効果的であることは理の当然である。上陸した軍隊は莫大な量にのぼる補給を要求する。これを妨害または困難ならしめるチャンスを利用し得る戦力を必要とする云々。

Boheman 中佐の説に従えば、ヒットラー総統は1944年6月、とりかえしのつかない過失を犯したことになる。ヒットラー大元帥は何故に軍隊と軍需品を満載した聯合軍の輸送部隊を撃沈撃墜しなかったのだろうか。空から姿を没していたドイツの攻撃機は、何をしていたのであろうか。なぜドイツの潜水艦が、英仏海峡に現われなかったのであろうか。ここに大きな疑問がある。云々。

国防は機密であるという極秘のスタンプによって防衛論争はしばしば阻まれることがある。1930年の国防委員会は1935年調査報告書を提出した頃はこの極秘のスタンプを余り気にする必要がなかった。というのは、第1次世界大戦後スウェーデンの宿敵ロシアが沿バルト諸国とフィンランドをあとにし、バルト海、ボスニア海、およびボスニア沿岸地帯から撤退していたからである。

フィンランドと Torne 河の地域を經由するロシアの攻撃作戦は、貧弱な輸送網の関係上、使用兵力と補給面で著しく制限されるというのが、当時スウェーデン側の見方であった。だが、フィンランドが占領されると、オーランド海域は容易に閉鎖され、その北方のボスニア海におけるスウェーデン海軍の作戦には多くを期待し得ないというのも、情勢判断の一つの要目であった。そうすると艦隊の沿岸防衛任務は、ストックホルム～Blekinge の多島海域に制限され、ゴットランドの防衛も海軍に期待することはできない。Öresund は海上作戦地域ではない。Sjælland から、スコーネへの侵入作戦は、一種の渡河作戦にすぎない。Kattegatt には一部の艦隊を使うことができるにしても、バルト海とイエテボリ間の艦隊移動は冒険を意味する。

大体、この兵要地理判断は、今日は勿論将来においても有効であろう。

Torne 川のスウェーデン側の道路網は著しく強化され、その上林業企業も急速に発展している。その上国防を無視して、Kirna～Narvik 国際道路の建設計画が行われ、作戦部隊の路外機動力も著しく増加している。

1930年の国防委員は、スウェーデン防衛のため

の必要兵力を、Lalälvs 以北の6分軍国 (Armefördelning) それより南の分4軍国と算定したが、実際は北部に6軍国、南に1軽旅団を勧告し、参謀総長もこれを承認した。というのはその背景として、対露作戦はスウェーデンの国境および沿岸において指導しない、フィンランドとともにカレリヤ地峡およびフィンランド湾において行うとの諒解があったからだ。従ってこの作戦には4軍国が投入され、1914～1927年来伝統のあるスウェーデン海軍が活動し、増強されたスウェーデン空軍も偉力を発揮するだろうという腹ずもりがあったのだ。

現在でもスウェーデンの兵要地理的判断は、1861～1914年前のものとは変わっていない。だが国防政策的には、バルト海の出口はノルウェーの北 Kallotten とともに NATO の手にあり、バルト海の南岸および東岸の港湾と航空基地は、ワルシャワパクトの所属になっている。ボスニア海とボスニア沿岸においても、またゴットランド防衛でも、スウェーデン海軍は手も足も出せないのがいつわりざらざる現状である。

Ⅲ 予想される戦時情勢判断

ソ連の北海進出は、対NATO戦争に勝利を収めたのち、またはNATO軍が自主的に後退したのちでなければ、実行不可能である。またスコーネやハーランド (Halland) やブーヒス県 (Bohus-län) やノルブotten (Norrbotten) を孤立占領してもソ軍にとって何の得るところもない。スコーネとデンマーク諸島の占領は少くも南ノルウェーと北ユーランド (Nordjylland) の占領によって始めて有意義になる。これを、スウェーデンの軍首脳が百も承知している筈である。Bauer 少将は1975年4月8日のダーゲスニーヘテル紙は一文を寄せて次のように説明している。

われわれの戦略研究のナンバーワンのケースは西南フィンランドから中部スウェーデンを經由しオスローから南部ノルウェーに向う敵の攻撃に対する作戦である。スウェーデンの空軍および海軍は、この攻撃を逸早くオボの沿海と Mäntyluoto に迎撃しようという。この作戦の初期である南部ノルウェーを作戦目標とするボスニア海のイエフレ港 (Gävlebukten) に対する赤軍の上陸は、スウェーデン側から見ると、一つのノルマディ作戦に該当する。この攻勢作戦は1944年5月のノ

ルマンディの場合のように、ソ連空軍のボスニア海上、上陸地域およびその後方の完全制空のもとで行われるであろう。この攻撃前にして、スウェーデン国防軍の任務はある制限を受けざるを得ない。というのはその上、スウェーデン国の作戦はNATOがデンマークとノルウェーを維持し得ないという不利な条件の下に行わざるを得ないからだ。

スウェーデンは周知のとおり長い国で Ystad から Kilpisjärvi まで延々 1,560 キロメートル。敵空軍の脅威の下で、北方に配置されている軍隊を Gävle やスコーネに転進させることは、如何に困難であるか、1940年の3月13日から4月9日までの間に経験しているはずだ。従ってヒットラーのノルマンディ作戦失敗の轍を踏む恐れが多分にあるといわざるを得ない。

IV 地方守備軍 (Landvärn) 構想

軍事費膨脹の結果は、兵要地理的判断と防衛政策的観察と心理的要素とともに、スウェーデン国防当局に一つの新しい問題を提起している。しかしその解決策は勝利か死のような単純な選択に陥る危険が多分にある。

Nils Sköld 中將は参謀大尉時代から終始一貫して核兵器を装備した第1級の大国の軍隊に対して、小国の軍隊は如何に闘うべきかについて、研究を重ねた特異の存在である。中將は多数の国防政策論を世に贈っている。一昨年は1970年および80年代の国防政策を、昨年は「兵役義務と地方守備軍」を書いている。なお彼はスウェーデンの直面している安全政策上の脅威についても少し触れている。ヨーロッパは2つのブロックに分かれ、大国間の軍縮に対しては全然期待をかけることはできない。大国はその戦力を増強するために、莫大な人力と資源を投じている。米国が1972年、防衛分野の研究開発のために支出する経費は78億ドル、ソヴィエトは未発表だがこれに該当する金額は略々同等であろう。米国はソ連の方が30億多いと宣伝している。要するにこれは、Sköld 中將は、両超大国はスウェーデンの総国防費の10倍に当る費を新兵器の研究開発に投じていることを説明しようとしているのである。

この見方については研究を要する点があるが、スウェーデンが戦争に巻き込まれる場合における外政的条件と国防軍の戦時担当する任務を定める

上での手がかりの一端として役立つであろう。

しかし、米ソ間の武装競争が止み、両国が合意の上軍備の縮少を行った場合、スウェーデンの軍備削減が可能なりや否や、スウェーデンだけを目標とする核兵器なしの戦争があり得るや否や、一体スウェーデンの巻き込まれる戦争の性格はどんなものであろう等々。

これは彼の論旨のはっきりしない点である。

領土、原料資源、および工業生産能力等は大国ブロックのスウェーデンを攻撃する原因にはなり得ない。スウェーデンの国土に対する攻勢を企図するものは、大規模のヨーロッパ大陸の紛争と関連して、これを攻勢または先制作戦を目的として主なる敵に対する作戦のために、その国土および空域を利用することを考えるであろう。これは中將の先にものした論文「兵役義務と民間防衛」において論ぜられている。だが Sköld の頭の中には、ミサイルや核兵器が、描かれていないのではあるまいか。すなわち彼の論文は通常兵器戦争論に限定されているやの観がある。

Sköld 中將の著書「兵役義務と国民防衛」の主なる狙いは、スウェーデンの兵要地理および人口分布関係から出発して、軍の戦争防止任務達成のためには、全国の辻浦々で徴集し、簡易ではあるが十分な威力を持つ兵器を以て武装された兵役義務軍すなわち古い言葉で表現すれば地方守備軍 (スウェーデン語の Landvärn, ドイツ語の Ladwehr) を最適とする所以を立証することであった。したがってこの組織には、重軽の対戦車砲、迫撃砲、対空ミサイル防空監視レーダー、ロケット砲、155mmてき弾砲、0.5乃至6屯の路外自動車、キャタピラ附車輛、攻撃兵器装備の軽偵察機および軽ロケット付きの砲艦が入ることになる。これらの兵器は国産品で、この優秀装備の地方守備軍を維持する年間経費を約35億クローナと見ている。

Sköld 中將は、またこの種の骨組みはその他の軍備のプラットフォームとしても、絶対に必要であると主張している。だが、彼の論文「1970および80年代の防衛政策」によれば、この骨幹は、歩兵ソルランドおよび戦車旅団や、遠距離作戦用潜水艦、襲撃飛行隊や、よく訓練されたミサイル部隊や、監視戦闘指導システムを以て、補填さるべきもので、1972年の軍事予算が完全に実施され、その上翌年度購買力を維持するほか、なにがしか

の改善費の追加をも望んでいる。

今日の情勢において、Sköld 中將は地方守備軍分として35億クローナ、さらに打撃兵団分として60億クローナを計上している。これは現在の防衛費を約10億クローナ超過する金額である。もしも総軍司令官の希望する vigge 831 機保有案が国会を通ると、スウェーデンの国防費は、約120億クローナの巨額に達することになる。

だから Sköld 中將は民兵論者ではあるが軍縮論者ではない。むしろ反対の立場の人だ。ともあれ国会の多数派は1925年の兵備決定の場合のように、人件費および訓練費を犠牲にして、部隊の装備向上を優先させる方向に傾くものと、Sköld 中將は確信さえしている。彼は同時に、仕事熱心な陸海空軍の将校は、兵役義務兵で満足していないことにもよく気がついている。将来外交関係が緊張した暁、兵役義務兵を召集して急速に部隊を編成することは、両度の大戦において英米や、臨戦準備のためにスウェーデンの経験したように、差して困難事ではない。これに反し、新兵器の開発と職業将校の養成には、長い年月を必要とする。

兵役義務は国防の堅い基盤であり、これによって敵にスウェーデンの国内で一步一步兵役義務兵と衝突しなければならぬことを、覚えさせることができるし、民兵との局地戦において大国の軍隊は優秀な兵器を使用することが出来るであろうか。これは Sköld 中將の主張である。

V 戦争遊びの玩具と核兵器

Sköld 中將はその論文「兵義務役と国民防衛」によって、彼と違った Du Rietz のいわゆる戦争玩具の愛好者や今まで真実に目をつぶっていた連中から、一斉射撃を受けることになった。

Stig Löfgren 中將は、1975年2月13日のスウェンスカ・ダーゲブラッド紙に寄せた論文でスウェーデンは軍事攻撃に対して如何に防衛すべきか、また如何に防衛力を整備すべきかの問題に対する Sköld 中將の見解は、決して責任ある軍当局の意見によるものでないと、証言している。この論文の標題は「スウェーデンを売る」であった。Löfgren 中將は、Sköld 中將は侵入防止における機動力を過少評価しているときめつけている。3月1日 Löfgren 中將はさらに次のような論文を同紙に寄せている。

Sköld は、直接政治家に軍縮の途を教え、機動

力と火力を有し高価な戦力を削減するように、そのかしていることをわきまえているだろうか云々。

Löfgren 中將はこのような見方で、Sköld 中將に対するデリケートな攻撃の本当の理由を曝け出さなければならなかった。なお、Löfgren も彼の一派は、Boheman 中佐も穏健党も国防費の増加に対して、余り乗気でないことをよく心得て置かねばならなかったのだ。

代々の総軍司令官と軍事専門家は、大国は対スウェーデン戦に当って、核兵器を使用するものと見ている。したがって、スウェーデンも核武装すべきだというのだ。Nils Sköld 中將もその一人であるが、軍事評論家と同様スウェーデンの防衛方程式から核兵器保持の項を外している。これは正しいことである。というのは小国の核兵器は核大国に対して、無価値であるからだ。その当時スウェーデンの将官連がヨーロッパの大戦は、核戦争になると、主張した。これも同様正しかつた。

1971年 Nils Andrén 教授は、核武装なしの防衛と題して次のように論じている。もしもスウェーデンが、核兵器攻撃に曝されたならば、軍事以外の方法で対策を講ずることが必要である。このような場合には、外交は攻撃を阻止するために努力し、場合によっては攻者の条件に従わなければならないこともあり得る。この工作が適時成功しなくても、できるだけ多くの人たちが生き伸びられるように、民防組織 (civilförsvaret) に骨折ることが必要である云々。ヴェトナム型の大国の戦争指導の下では核兵器を使わない場合でも、この構想はスカンジナビアにおいて、広く一般に適用することができる云々。

Andén 構想に関連して Du Reitz 氏は次のように論じている。

ヨーロッパにおいては、大戦勃発の公算は少なく、孤立制限下に行われる大国の対北歐攻撃の危険は一層少ない。むしろ石油戦争や原材料市場の世界情勢の経験から見て、この種の危険は皆無であると信じて差支えない。ベルリンの封鎖下で1950年代の半ばまで、スウェーデンが戦争の危険を過大に評価したのは当時の事情から見て正当である。20年この方誤った判断を基礎にして、軍備拡張を継続したことは適当ではない。将来ヨーロッパで戦争が勃発した暁には、無制限の戦争になるであろう。スウェーデンの Viggen 戦隊も装

甲旅団も潜水艦も、このゲームでは駒にはならない。だがスウェーデンにとって大切なのは、輸入にたよらずに、スウェーデンの市民社会を護ることである。スウェーデンの国土はこの戦争の作戦目標にはならない。だからスウェーデンは中立を維持することができる。しかしそれだからといって、スウェーデンは核爆発のきのこ雲や灰と無関係であると、断言することはできない。スウェーデンの国境および海岸監視、民間防衛、そして経済防衛は、国民が生き残るため決定的意味を有するものとなるであろう。Sköld 案もその反対者も、スウェーデンの防衛にとって最も重要な問題の解決に触れていないが、Sköld 中將の地方守備軍構想は、中立監視と民防との両面から見て示唆に富むものとして評価することができるが真の解決案にはならない云々。

Ⅶ む す び

以上の諸説を次のように総合することができる。

軍事技術の進歩は国防費を膨脹させ、その結果国防組織を縮少し、しかも高価につくものにした。これはスウェーデンの歴史に現われた一つの着目すべき傾向である。これはスウェーデンでは一つの公理である。

制空権を握っている大国の渡航進攻を、国境外

で撃滅し、またその海上補給を妨害することについては、成功の可能性に大きな疑問を持たざるを得ない。これについて1944年5月のノルマンディ作戦について深く研究する必要がある。

1925年頃社民党の創始者で後に首相の印綬を帯びた H. Brantng は、常備軍に代って民兵制度を採用する案を主唱した。略々これに類する案が新たに Sköld 中將構想に採用されていることはまことに興味深い次第である。

Andrén 教授の市民の生命最優先論は、単なる敗戦主義でなく、防衛と社会との接点を求める貴重な発想である。これはスウェーデンの防衛哲学においてどう位置づけられているか、稿を改めて報告する心算である。

Du Rietz 氏の戦時安全政策構想は、防衛と国民社会との接点を求める防衛哲学から見て Andrén 構想と相通ずるものであるということができる。

以上の諸構想は何れも防衛問題解決上決定的意味を有するものではない。これらは悉く多元高次の防衛連立方程式の一般的解法にはならない。最近特に核兵器の項が加わってから、この解法が一層困難を加えるようになった。

最後にこの方程式を解く一つの手がかりとして、防衛と国民社会との接点を求める着想の極めて重要であることを強調する。

(12ページよりつづく)

申 込 要 領

申込方法：参加ご希望の方は下記申込先いずれかへ、ご連絡下さい。申込書をお送りいたします。

申込先：〒100 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング781号室
社団法人スウェーデン社会研究所 電話03-212-4007・1447

又は：〒105 東京都港区芝琴平町35
㈱日本交通公社海外旅行虎の門支店
営業2課 長与グループ 電話03-504-3706

参加申込金：〒50,000-

お申込書をご返送いただきましたのち、ご請求申し上げます。
この申込金は旅行費の一部に繰入れます。

申込締切：昭和51年7月15日（木）
但し満員になり次第締切らせていただきます。

募集人員：30名

お取消料：お申込み後お客様のご都合によりご参加をお取消しになる場合は下記の取消料と渡航手続の実費をお支払いいただきます。

ご出発2ヶ月までの取消し……………不要
// 2ヶ月以降 // ……………10,000円
// 3週間 // ……………30,000円

ご参加のお誘い

福祉社会の流通・生協視察調査団

51年8月15日（日）～8月29日（日）（15日間）

ごあいさつ

わが国は昭和40年代の高度経済成長のあとを受け、安定成長を基本とした国民生活の福祉向上に取り組むべき時期に際会しております。

この点でスウェーデンを中心とする先進福祉社会のたどってきた道は一つの重要な道標になると思われまふ。

とくに、その福祉政策、経済社会政策、社会保障制度、労使関係、流通機構などはいずれもわが国がそれらを参考としながら独自の解決をはからなければならない研究課題であります。1970年代は「消費者の時代」といわれ、大衆消費時代を迎えた消費者は、複雑な消費生活に対応しなければならず、また、世界的なインフレーションが進む中で、消費者自らの合理化と同時に、これに対応すべく、流通部門もその方策の選択を消費者以上に迫られているといっても過言ではありません。このような状勢の中で、北欧を中心とする自由な経済社会における協同組合と、民間企業との流通分野での公正な競争と共存の関係とをつぶさに調査研究することは、わが国の流通部門が今後の発展を目指すに当って多くの示唆を与えてくれるものと確信いたします。

今回計画いたしました視察団は、調査内容の焦点を流通部門にしぼっていますが、経済政策、福祉政策などに興味をお持ちの方々にも、第1回（1972年）の福祉国家調査視察団および第2回（1975年）流通生協調査視察団の経験を生かし、かつ在日スウェーデン大使館のご厚意を通じ、ご便宜をお計り致しますので、そういう方々のご参加をも歓迎致します。

なお、スウェーデンに何度も渡航され、同国の流通分野を中心に研究を進めておられる内藤教授が現地で待機し、コーディネーターを勤められるほか、当研究所からも研究員1名が同行することになっております。皆様のご参加をお待ちする次第であります。

昭和51年2月

社団法人 スウェーデン社会研究所

所長 西村光夫

視察・調査団の特色

スウェーデンを中心とする福祉社会において、流通部門が一般消費者にどのように対応しているかを、下記の点に注目しながら、調査研究するため、この視察・調査旅行は企画されました。

- 一、ヨーロッパの生協型消費者運動の展開
- 一、一般の小売業（ボランティアチェーン、オーディナリーチェーン）などの販売戦略
- 一、国および自治体の経済政策が流通部門におよぼしている影響

コーディネーター

氏名 経済学博士 内藤英憲
略歴 慶応義塾大学卒業 現在日本大学経済学部教授
社団法人スウェーデン社会研究所理事

業務視察先一覧(予定)

国および都市名	視 察 先	特 色
スウェーデン (ストックホルム)	1. KF 2. テストキッチン 3. 図書館 4. ボール・ゴールド 5. 配送センター 6. OBS!, DOMUS, KONSUM 7. ニュータウン 8. ICA (イキャ) 9. NK, ÅHLENS 10. EPA, TEMPO 11. 消費者 オンブズマン 12. 卸・小売研究所 13. FOLKSAM 14. HSB	消費協同組合連合会 協同組合大学 全国配送センター (非食品) 地方配送センター (食品) 各種協同組合店舗 スtockホルム郊外のショッピングセンターをもつニュータウン ボランタリーチェーン 民間デパート 民間デパート 保険協同組合 住宅協同組合
デンマーク (コペンハーゲン)	1. F.D.B. 2. OBS! 3. QUVICKLY 4. BRUGSEN	消費協同組合連合会 ハイパーマーケット デパートメントストア スーパーマーケット
西ドイツ (ハンブルグ)	1. GEG 2. EDEKA	消費協同組合卸売連合会 ボランタリーチェーン
フランス (パリ)	FNCC	消費協同組合連合会
イギリス (マンチェスター) (ロンドン)	1. イギリス生協本部 2. ロッチデール生協 1. 国際協同組合連盟 2. ロンドン生協	生協運動の発祥地

日 程

目次	月 日 曜	発着時間	発着地/滞在地	交通機関	摘 要
1.	8月15日(日)	10:55 17:00 18:00 19:10	東 京 発 コペンハーゲン着 コペンハーゲン発 ストックホルム着	SK 982 SK 682	モスクワ経由 ストックホルム宿泊
2. 3. 4.	8月16日(月) 8月17日(火) 8月18日(水)		ストックホルム		業務視察 ストックホルム宿泊
5.	8月19日(木)	09:15 10:25	ストックホルム発 コペンハーゲン着	SK 681	午後 業務視察 コペンハーゲン宿泊
6.	8月20日(金)		コペンハーゲン		業務視察 コペンハーゲン宿泊
7.	8月21日(土)		コペンハーゲン		午前 自由行動 午後 学習会 コペンハーゲン宿泊
8.	8月22日(日)	11:30 12:15	コペンハーゲン発 ハンブルグ着	SK 634	ハンブルグ宿泊
9.	8月23日(月)	14:35 16:10	ハンブルグ ハンブルグ発 パリ着	AF 773	業務視察 パリ宿泊

目次	月 日 曜	発着時間	発着地/滞在地	交通機関	摘 要
10.	8月24日(火)		パ リ		業務視察 パリ宿泊
11.	8月25日(水)	13:10 13:30	パ リ 発 マンチェスター着	BE 903	着後 業務視察 マンチェスター宿泊
12.	8月26日(木)	午後	マンチェスター発 ロンドン着	列 車	午前 業務視察 ロンドン宿泊
13.	8月27日(金)		ロンドン		業務視察 ロンドン宿泊
14.	8月28日(土)	09:15 11:05 11:55	ロンドン 発 コペンハーゲン着 コペンハーゲン発	BE 742 SK 981	モスクワ経由 機中泊
15.	8月29日(日)	09:15	東 京 着		

(注) SK: スカンジナビア航空 AF: フランス航空 BE: 英国航空

旅 行 費 に つ い て

旅行総経費 ￥669,000 (25名以上) ￥796,000 (15名以上)

☆この旅行費に含まれるものは下記のとおりです。

- (1) 航空運賃 全行程エコノミークラス航空運賃
 - (2) バス運賃 旅程に含まれている業務視察のための交通費
 - (3) 宿泊料金 各地における1級ホテルの2人室(原則として浴室付)にお2人ずつの宿泊料および税金・サービス料
 - (4) 食事料金 毎日3食(朝・昼・夕)の食事料金および税・サービス料。航空機上の食事も含みます。
 - (5) 手荷物運搬料金 手荷物の全行程運搬料金、スーツケース1個程度(制限20キロまで)
 - (6) 空港税・その他 各地の空港税・チップ、ポーターレッジおよび交通公社添乗員費用
- 上記費用は現行運賃、料金を基準としていますので、運賃改訂、及び所定の人数に満たない場合は多少の変更がありえます。

☆この旅行費に含まれないものは次のとおりです。

- (1) 渡航手続費用 旅券印紙代(一次旅券¥3,000—または数次旅券¥6,000—)、注射代(種痘約¥2,000—)及び手続ご斡旋料(¥5,000—数次旅券及び有効な予防接種証明書をお持ちの方は不要です。)
- (2) その他個人的性質の費用 超過手荷物料金、洗濯代、電話代、酒、果物類等の費用及び税・サービス料、お土産代、絵葉書郵送料等の個人的性質の諸費用
- (3) 傷害・疾病の際の医療費、又傷害疾病のための保険料

☆分割払いについて

頭金1割以上を前納、残額を6ヶ月~24ヶ月で分割して支払う方法もご利用いただけます。尚、手続に約1ヶ月間かかりますのでお早目にお申し付け下さい。

☆ご参加者への責任

日本交通公社は、このご旅行のお取扱いにあたって、直接当社の故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は、お客様が直接お受けになられた損害を賠償する責めに任じます。(但し、お荷物の場合はお1人最高15万円を限度とします。)

また、ご旅行中お客様がご自身及び身の廻り品について蒙られた損害、損失が以下の事由による場合は、当社は免責されます。

天災、地変、戦乱、同盟罷業、海陸空における不慮の災難、交通事故、政府・公共団体の指令、暴動、ハイジャック、盗難、詐欺、流行病隔離、税関規則、その他やむを得ない事由

このご旅行の斡旋は下記が担当いたします。

(運輸大臣登録一般旅行業第64号)

株式会社 日本交通公社海外旅行虎の門支店

長 与 グ ル ー プ

旅行業務取扱主任者: 長 与 純 三 外務員: 古田、岡本

所在地 〒105 東京都港区芝琴平町35 電話: 03-504-3706

申込要領は9ページ